

規則と原理

受容の對象をきめき実現の法則を規定するものと定義する。即ち真正主義の實體法規則は、
規則と原理の二つである。規則は、法的領域の適用するものとされ、判官の裁決開拓するもの
である。規則は、法的領域の適用するものとされ、判官の裁決開拓するものである。規則は、
規則と原理の二つである。規則は、法的領域の適用するものとされ、判官の裁決開拓するものである。
規則と原理の二つである。規則は、法的領域の適用するものとされ、判官の裁決開拓するものである。
規則と原理の二つである。規則は、法的領域の適用するものとされ、判官の裁決開拓するものである。
規則と原理の二つである。規則は、法的領域の適用するものとされ、判官の裁決開拓するものである。

高橋 隆 岩雄

ここでは法哲学と言語哲学の接点の一つにある問題について考察してみたい。兩者ともに規則とその適用ということを重要な問題とみなしているが、ここで扱うのもそれである。法の規則 (legal rule) (以下「法規則」と呼ぶ) を裁判官が個々の出来事に対しても規則とその適用といふことを記述したり意図を伝えるために適用する。ここには明らかに類似性がある。よって、一方の場合の考察が他方の考察に役立つことができるかもしない。

本稿は法哲学におけるロナルド・ドゥウォーキンの考え方を見ることによって、日常の言語使用の場面の考察に対する手掛かりを得ようとするものである。法的領域での規則の適用には法体系というものが常に背後にひかえており、法体系と規則と裁判官による適用という図式の中に適用は位置づけられる。そして法体系は、それから逸脱する者に対する威嚇や何らかの制裁あるいは権威によって支えられていると言える。規則の適用ということに共同体における評価という事柄が浸透してこざるえないわけである。このような図式で規則の適用ということをとらえる仕方は、共同体と言語使用の関係という、近ごろ英米哲学圈においても注目されつつある事を考へるうえでも役に立つのではないかと思われる。

規則と原理

ドゥウォーキンは法実証主義、とくにハートのそれを批判する。⁽³⁾ ドゥウォーキンによると、法実証主義の骨格をなす主張は次の三つのテーマに要約される。(1)法とは法規則の総体であり、これら法規則は他の規則（道徳的規則、宗教的規則など）から、法規則の採用や改正に関する規準によって区別される。たとえば（法学者の）J・オースティンによれば、法とは主権者の発する一般的命令であるという点で、道徳や宗教の規則と区別される。ハートの場合には、法とは「承認のルール（rule of recognition）」によるテストを通過したものとされる。

(2)ある法律上の事案が法規則により明瞭にカバーされないとき、その事案は法の適用によって解決されることはなく、裁判官の「裁量（discretion）」の行使が必要とされる。

(3)ある人が法的義務を有するとは、それに対応する法規則が存在するということである。

つまり、法とはハートの場合、承認のルールというテストをパスした規則の総体であり、これら法規則の規定する義務以外に法的義務ではなく、裁判官もこれら法規則にのみ拘束されるのであり、これらにあてはまらないような事案に対しては裁量を行使できる、というわけである。

承認のルールの重要性は一目瞭然である。このルールは、社会の成員に権利を認めたり義務を課すルール（第一次的ルール）と次元を異にしており、それら第一次的ルールの形成や承認・改廃等の仕方を規定する第二次的ルールに属している。一般的に言ってルールが集団内で拘束力をもつ（権威をもつ）ようになる起源として、ハートは「受容されている（accepted）」ことと、第二次的ルールを根拠としており「妥当である（valid）」ことの二つを挙げるが、承認のルールはあらゆる法規則の究極にあるものとして、他のルールによって根拠づけられることができず、受容されることのみにその拘束力が基づいている。すると、いかなる承認のルールが存在するかということは、政府の諸機関における受容の仕方、すなわち実際の活動を観察することによって確定されることになる。つまり、民主主義の理論や議論の多

い種々の理論を論ずることなしに、承認のルールが特定できるのである。政治理論や宗教理論にタッチせずに、法的領域を道德や宗教やその他の諸領域から区別することが可能となるわけである。自此より著者は原則から始まるが、そのような法実証主義、とくにハートの主張に対してドゥウォーキンは批判するのであるが、それは「原理（principle）」が裁判において働く仕方の考察によって口火を切られる。彼の批判のすじみちは、原理と法規則の区別から始まり、原理も法に含まれることを(2)の裁量論への批判とからめて論じ次に(1)そして(3)の批判へと至る。(この論文では(3)への批判は省略する。)

「原理」が実際の裁判において働く例として彼の挙げているヘニングセン対ブルムフィールドモーターズ事件を見てみよう。ヘニングセンは車を買い契約書に署名したが、この契約書には車の欠陥に対する製造業者の責任は、欠陥部分の修理に限定されると書かれていた。これに対しヘニングセンは、彼のような場合には、製造業者は上記の限定によって保護されるべきではなく、車の欠陥によって傷害を受けた人々に医療上その他の費用を払う責任を負うべきである、と主張した。しかし彼はその際、製造業者が契約内容に固執することを認めないような法規則をも援用することことができなかった。ところがそれにもかかわらず彼の主張は認められた。

裁判所はその論証において以下のような法的規準を援用している。詐欺行為が存在しない場合、契約署名以前に契約書を読むことを意図的に行なわなかつた者は後になつて契約上の義務を免れることはできない。しかし契約の自由はいかなる限定をも受け入れないほど不变的な法理ではない。われわれの社会では自動車は日常生活に必要不可欠なものであり、かつその利用は危険を伴うので、製造業者は自動車の製造、宣伝、販売に関し特別の義務の下におかれているのであり、裁判所は売買契約において消費者や公衆の利益が公平に扱われているか否かをみなければならない。裁判所は不公平や不公正の手段として利用されてはならない、等。

規則と原理

これらは、たとえば「遺言は三人の証人の署名がないかぎり無効である」といった命題とは性質が異なる。つまり、これらはいわゆる法規則ではなく、原理なのである。

法規則と原理との間の論理的相違についてドゥウォーキンは次のように述べる。法規則は白か黒かはつきりしたかたちで適用されるのに対して、法的原理はそうではない。遺言の例で言えば、二人の証人の署名しかない遺言が有効となることはありえない。もし例外があるとしても、その例外は理論上枚挙できるものであり、例外を付加したもののが完全な法規則となる。原理の場合は反対例が枚挙できないほどありうる。それゆえ法規則のように、前提条件が満たされれば結論が確定するというようにはいかない。原理は論証を一定方向へと導く根拠を提供するだけである。そのイミで互いに競合する複数の原理が同時に存在することが可能となる。(これはヘニングセンのケースでも見てとれるだろう。)そして各原理はその時に応じて異なる重みをもつことになるが、法規則にはこうした性質はない。法規則どうしが互いに矛盾する内容をもてば、少なくとも一方は妥当しないことになるのである。

ここでこのような原理が法に属するのか否かということが問題となる。一つの考えは、原理も法規則のように法に属しており、裁判官を拘束しており義務づけている、というもので、法的義務について判断を下す裁判官たちはこれら原理も顧慮しなければならず、したがって当該の事案に関連のある原理に従わない場合には不正を行なつているとみなされる。もう一つの考えでは、原理は法の外にあり、法規則と同じような拘束力はもたず、ヘニングセンのような事案では裁判官は、適用すべく義務づけられた法規則の外に出て、つまり法の領域の外に出て、法の外にある諸原理を任意に自由に採用しているとみなされる。

前者では法規則と原理の両方が法に属するものとして裁判官を拘束するが、後者では、法規則のみが拘束力をもつとされる。その場合でも原理の採用の仕方や比重のかけ方には一定の「規則性」が見られるのがふつうだが、その規則性

は単なる慣行としてのそれであり拘束力をもつものではないと主張される。裁判官は慣行から逸脱したとしても不正のかどで非難されることはない。難解な事案に関しては裁量の行使が認められているからである。
 ここで「裁量」とはいかなることかが問われねばならなくなる。裁量とは権威や拘束を前提とする概念であり、いわばドーナツの穴のようなものだとドゥウォーキンは言う。それゆえ、権威や拘束との関係に応じて裁量の意味も異なる。

(1) 裁定者が適用すべき規準が何らかの理由で機械的には適用されえず、裁定者の判断の行使が必要とされるということ。たとえば、最も経験豊かな五人の部下を巡回に選ぶよう命じられた軍曹は、この意味での裁量を有していると言える。

(2) ただ単にある裁定者に最終的な決定権限があり他の裁定者はこれを再検討したり覆えすことができないということ。たとえば、野球では、ボールと走者のどちらが先に二塁ベースに達したかの判定は二塁審判の裁量にまかされている。

(3) ある問題に関して、当該権威の制定した規準に裁定者が端的に拘束されないということ。たとえば、巡回に部下を五人選ぶように命じられた軍曹。ここでは(1)と異なり命令は彼の判断を拘束するものではない。また二塁審判も判定にさいしては当該権威の定めた規準を守らねばならないので、(2)は(3)を含意していない。

原理に関する後者の考えは法実証主義者の主張もあるが、そこでの裁量とは(3)の意味の裁量にほかならない。裁量において裁判官は法規則に拘束されないつまり法に拘束されないのであり、慣行にも拘束されない。裁判官は法規則にのみ拘束されるのである。ところがこのように考へることは誤りであるとドゥウォーキンは主張する。たとえばヘニングセン事件において裁判官

規則と原理

官が契約自由の原理だけを援用して被告に有利な判決を下したとする、それに対する批判者は慣行の無視の指摘にとどまらず、上記の諸原理への顧慮という「義務」を怠つたことをも批判するだろう。裁判官は(1)での軍曹や(2)での二墨墨審と同様に拘束され義務づけられている。

法実証主義の裁量論は、さらに強力な次の議論によつて批判される。裁判官や裁判所が既存の法規則を拒否、修正することは稀なことではない。その場合、裁判官が法の領域の外にある諸原理諸規準を自由に選択するのであれば、裁判官は法の外に立つことになるし、修正されるべき法規則によつて拘束もされていないことになる。また法規則はどれも修正されるものと考えるならば、いかなる法規則も裁判官に対する拘束力をもちえず法とは言えなくなる。それゆえ、ある法規則がいかなる場合に変更されるのかに関与する諸規準と、「立法権の優位」のような法規則の変更に対する諸規準が法規則を支えていなければ法は不安定な状態に陥るだろうし、またこれら諸規準が法的規準でないかぎり法規則は拘束力をもちえないだろう。そしてこれら諸規準こそ原理にほかならないのである。ヘニングセン事件で、自動車製造業者の責任に関し從来まで認められていた法規則が、上述の諸原理を援用しつつ修正されたことからもそれはわかるだろう。ある法規則が拘束力をもつと言えるためには、法的原理の存在が必要となるのである。

以上のことからすると、(2)の裁量に関する主張は否定されざるをえない。では(1)についてはどうなるのか。原理も法に属するのだから、法規則と原理の両者をとりこむような承認のルールがあれば(1)は否定されずにすむ。しかしどうウォーキンはこのことを認めない。権限を有する特定の機関が制定することにより多くの法規則は妥当性をもつとハートは考へているが、原理についてはこうした仕方でのテストを適用できない。これらの原理が法的原理であるとされるのは、立法府や裁判官の決定に由來するからではなく、専門家や一般市民がこれらの原理についていだく適正さの感覚(sense of appropriateness)によるのである。その意味で原理は歴史を通じて頭角をあらわしたり次第に

忘れられていつたりするものであり、特定の機関による決定や変更によって生じたり消滅したりするものではない。⁽⁵⁾

それでも原理が法的原理であるかぎり、当の原理をひきあいに出している過去の論証や、具体的に表現している制定法等を見出すことでハート流のテストを構成できないだろうか。しかし、いかなる制度的支えが必要かという点に関して、推移発展しつつ相互に作用しあう種々の規準（これも原理の一種）の総体と取り組まねばならず、これらすべてを单一のルールにつめこむことはできない。それは一つにはそれら諸規準が各々推移しつつ相互に支えあっている動的な総体であるというところのなさによっており、また、それらの考察が民主制理論等の諸理論にコミットせざるをえないということにもよっている。よって(2)に統いて(1)も否定されることになる。

法実証主義の主張に対するドゥウォーキンの批判の要点をこれまで見てきたが、ここで日常の言語使用との類似性を考えるために、以上の議論に基づいた図式を導入してみたい。

法体系A、法規則B、裁判官（たち）Cとしてみる。通常の事件に際しては、Bは強制的に（選択の余地なく）Cに与えられる。（もちろんCは厳しい訓練を受けたプロであるから選択の余地のない場合として多くの事件をみなせるわけであり、Bの適用の際にいかなる仕方であるにせよ判断の作用が働いている。）このような場合を（I）とする。Bが選択的にCに与えられている場合もある。ヘニングセン事件のような難解な事件の場合がそれである。このような場合を（II）とする。

(II)の時、二つの考え方があり立つ。一つは、Cはその際にAから全く自由であり、AはCに対し拘束力をもたないと考えられる。（Cの行動にはたいてい規則性が見られるだろうが、その規則性は規則として作用してはいない。Cたちの間でのいわば好みのもつ規則性にすぎないのである。）

規則と原理

CはBの中から任意のものを選べるし、新たなBを作ることもできる。Cの選択や創造行為はAを変様させる。Aは権限を付与された人々の決定に基づいてどこまでも精緻化していく、ゲームのようなものと考えられる。(IIa)別の考えでは、CはAによって拘束されている。もはやBはCを拘束していないのであるから、AはB以外にも拘束力をもつD(原理)も含むと考えられる。Dは権限を付与された人々によってAに含まれるものではなく、社会の歴史的文化的状況に応じてAの中で比重を変えるという仕方でAに属している。さらにDはBの有する拘束力を支えていると考えることさえできる。ここでAは歴史的文化的制約によって支えられ維持されているものと考えられる。(IIb)このような図式と対応するものを通常の言語使用の場合にも考えてみたらどうなるだろうか。共同体A、規則B、言語使用者Cとしてみる。

まず(I)に対応する場合として、Bが選択の余地なくCに与えられているような状況が考えられる。Cは当の規則を習得しているのでBが選択の余地なき様相であらわれている。(ここでBの適用が判断や解釈を伴うのか、それとも半自動的なのは考察しないことにする。)

(IIa)に対応。Bが選択的にCに与えられていて、Cによる選択やBの修正等にAが拘束力をもつて関与することはない。CによるBの修正や創造はAを変様させる。Aはここでは規則の体系を本質的構成要素とするものと考えられる。

(IIb)に対応。CはAによって拘束されており、特定のBがCを拘束していないのだから、AはB以外の(つまりBに還元できない)拘束力をもつDをも構成要素として含む。このDは歴史的文化的状況に応じてAの中で比重を変えている仕方でAに属している。さらにDはBの有する拘束力を支えていると考えることさえできる。ここでAは規則の体系のみならず歴史的文化的制約を刻印されたDをも本質的構成要素として含んでおり、それ自身歴史的文化的に

制約されている。支那の言語論者がその本を書いたり、日本語の言語論者もそれを書いたりする。それで以上の図式のうち、法に関する (II a) と (II b) は、ハートヒドゥウォーキンの相違点をあらわしている。それは言語使用に関しては、その相違はどのような違いを表現しているのだろうか。それを考えるために、Dとはどのようなものなのかということから見していくのが近道だろう。

法的原理に対応する D は、言語使用においてはどう解釈されるだろうか。一つの考え方では、D とは効果的な発話や談話を導く原理、すなわちレトリックの原理と解釈することができる。J·G·N·リーチは文法の規則（統語論、形態論、意味論、音韻論の規則）とレトリックの原理を対比させる際に、原理の特徴を次のように述べる。(a) 原理はその効力を失うことなく破られ得る。(b) 原理は共存している他の諸原理と対立することができる。(c) 原理はその適用という点で絶対的というよりもむしろ相対的である。(d) 原理は離散的というよりもむしろ連続的な諸価値による解釈を産み出す傾向がある。⁽¹⁶⁾

原理についてのこの特徴づけが、ドゥウォーキンのそれと酷似していることは一見して明らかだろう。それゆえ、D をレトリックの原理と解釈するとうまくいくかもしれないという展望だけはともかく開けたと思う。それで具体的には D はどのような原理なのか。リーチがグライスの挙げた原理（協調の原理（cooperative principle））をまとめたものによると次のようである。(a) 量のマキシムあるいは情報提供性——要求されているのと同じ程度の情報を与えるようにすること。(b) 質のマキシムあるいは誠実性——偽であることや十分な証拠のないことは言わないこと。(c) 関係のマキシムあるいは関連性——当面の話題に関連のあるようにすること。(d) 様相のマキシムあるいは明晰性——明瞭、明晰で曖昧でないこと。

グライスは、発話において言われている意味 (said meaning, sense) と含意されている意味 (implicated meaning,

規則と原理

force)との関係の説明に右の原理を用いる。すなわち、もし聴き手が言われた意味を知っているばかりでなく、協調の原理に話し手が従っていることを想定してもいとすれば含意された意味も理解されるのである。ここでグライスは聴き手による理解について述べているが、話し手における発話の仕方、表現の選択の仕方にも同様にこの原理が働いていると言つてよいだろう。

協調の原理の他にリーチは機転のマキシム(tact maxim)や皮肉のマキシム(irony maxim)を挙げ、これら諸原理が状況に応じて比重を変えつつコミュニケーションにおいて作用していると言う。これらの諸原理は互いに衝突することが可能であるのみならず、話し手はある原理に故意に違反することもある。原理は違反されたり無視されたりしたからといって否定されることにはならないし、違反者は他の諸原理を守るかぎりその違反のゆえに非難されることはない。

たとえば“Can you pass the salt?”と言うとき、話し手はたいていの場合に協調の原理に違反している。(遠回しで不明瞭な言い方であるから明晰性に反し、相手が手渡せることがわかつているのに疑問文を用いることで誠実性に反している)しかし話し手は協調の原理よりも機転のマキシム(気を悪くさせてはいけないという原理)を重要視したので、あえてこのような發話をしたのである。命令文で言つたり、あるいはもつとずっと丁寧な文体で話したり、皮肉っぽく言つたりするように種々の發話の仕方があるが、どのような話し方をするのかということ、すなわちいかなる原理に大きな比重を与えるのか、ということは、話し手が全く自由に選択できることではないようと思われる。状況をわきまえた言語使用をしない者には、文法規則に違反した者と同様に社会的非難が浴びせられる。この意味でレトリックの原理は規則と同様に拘束力をもつと言えるかもしれない。

協調、機転、皮肉の諸原理に代表されるようなレトリックの諸原理は、それらの下にさらに細分された諸原理を含む

と思われるが、これらは歴史的文化的に制約されつつ盛衰すると言えるだろう。その盛衰も一種の適正さの感覚に基づくものであり、一部の言語使用者の決定に基づくものではないだろう。
 「今が後退が神聖の丑聞で又がするめすある。」
 また、これら諸原理は単に規則の選択にのみ関与しているわけではない。そうでなければ、原理は規則を前提にすることになりドゥウォーキンの説との類似性の重要な部分が失われてしまう。規則があらかじめ存在していて、原理はその選択、用い方にのみ関与するというのではなく、規則の存立そのものが原理を基盤としていると言わなければならぬ。ある規則（たとえば、ある統語論的規則や意味論的規則）が存立しているのは、それらがコミュニケーションにおいて有効な規則だからである。狭義での文法規則は歴史的に変化するし、不用な表現は死語と化してゆき、新たな規則が成立していくが、それら変遷の基盤ともなり同時に現状維持の力ともなっているのが原理であると考えることもできるだろう。

このように考えてみると、(II a) と (II b) の相違も少しあつて、つきりとしてくるように思われる。(II a) ではレトリックは共同体 A が拘束的に関与しない領域の事柄とみなされる。つまり、言語の使用に関するプライベートな事柄とされる。A を構成するのは規則であり、A は規則の体系より成っており、いわばゲームのようなものとみなせるだろう。規則の変更や修正がなされることがあつても、それは A の内部からの力によるのではない。また規則 B も歴史的に成立していくものには違ひないとしても、いつたん成立したかぎりは歴史的痕跡を拭いさつた形で A の中で存立する。

それに対して (II b) では、A は D を含むものとしてそれ自身歴史的文化的制約のもとにあら。それは単に A が歴史を通じて変化するという意味ではなく、規則 B の変化や存続を支持する D そのものを内にとりこんでいるという意味においてである。ここではレトリックの（すべてではないにしても）重要な部分は A の拘束の下（ただし B に対する拘束の仕方とは当然異なるが）にあり、規則の選択はプライベートな生き方にとどまらないものとみなされている。規則の

規則と原理

体系に、規則を支えかつ規則選択に方向性を与える諸原理を加えたものがAの構成要素とされ、それらが言語使用を共同体の拘束力によって規定している。そしてAそのものが歴史的文化的に制約されている以上、規則と原理の拘束する言語使用、言語的実践も同様に歴史的文化的制約をうけることになる。

(II b) のような立場をとると、言語的実践とか共同体における実践として、種々の規則や文法規則等の「規則に従う」ことのみを考えることは不十分であることになるだろう。「規則に従う」に加えて「規則を選択する」ことも單なる個人的な好みの問題ではなく共同体の関与すべき事柄となる。つまり共同体ということと言語的実践ということを考えるとき、「規則に従う」と「習慣に従う」の二分法⁽¹⁾では不十分であり、「規則を選択する」あるいは「原理に従う」というカテゴリーが必要となるわけである。共同体が拘束力を有し何らかの制裁を行なう用意のある事柄は「規則に従う」と「原理に従う（規則を選択する）」に関することとなり、これらが共同体における実践、あるいは共同体的実践と呼ばれることになる。

クリップキが「規則に従う」ことを中心にしてヴィトゲンシュタインの『哲学探究』に対して独創的な解釈をほどこしたことには有名であるが、そこでは足し算の例がとりあげられている。この例においては命令された者が答えるべき数は共同体の中では既知であり、命令遂行における裁量の余地はもともと存在しない。規則選択（たとえばプラスとクワスクスクスを述べたしばらく後の節で次のように言っている。「規則に従う」ということは命令に服従することに類似している。われくはそのようにするよう訓練される。つまりわれくは命令に対し特定の仕方で反応するのである。）

規則に従うことは裁量の余地のない命令に服従することと似ているのであり、一定の命令には一定の反応をするよう訓練されるのである。それゆえ足し算の例は「規則に従う」ことの例として不適切なものではないと言えよう。

ただ問題なのはその例でもって言語使用や共同体的実践の本質が十分に理解されると考えることである。ただし、規則が日常の言語使用ではあいまいな場合が数多くある（これはヴィトゲンシュタインの考え方もある）ので、数学のような厳格な規則以外の規則も考慮すべきだと私は主張しているわけではない。もちろん規則があいまいな場合には選択の余地が生ずる（あいまいでなくとも生じうる）が、問題なのは、規則があいまいであろうとなからうと、規則の中から選択するということに関して共同体がどう関わっているのかということである。それへの答えの出し方によって、われわれの言語的実践や共同体についての概念が変わってくるからである。ハートとドゥウォーキンの相違に対応して描いてみた粗略な図式がそのことを示しているように思われる。

註

- (1) 本稿は私的事情により十分に推敲する余裕がなく、叙述が粗雑であることを予めお断わりしておきたい。基本概念を未定義のまま使用したり、「rule」を「規則」としたり「ルール」としたり、関連する分野への言及も不十分だったりするが、筆者の意図が伝わるようできるかぎりの叙述の簡潔さをめざした。
- (2) ここでの考察とほぼ重なる事柄を扱った最近の論文として、石前植幸「ヴィトゲンシュタインのパラドクスと法の根拠」(『思想』一九八七年一月号)がある。規則に従うということの正当化が共同体の安定した実践に帰着せざるをえないことを、クリップキ、ハート、ドゥウォーキンに即して考察したもので示唆に富む論文である。ただし、規則と行為の関係に焦点をしぼっているため「原理」の重要性があまり論じられていないようと思われる。そもそも規則と行為という枠組みで共同体における実践をとらえることができるかということにドゥウォーキンの説は展開できると思われるが、それについてこの論文では触れていない。拙稿のねらいはそのことを考えてみることにある。また、ここで誤解を避けるために、法ないし共同体が「拘束」する対象について一言しておこう。本稿では拘束されるものは裁判官であるとして議論をすすめているが、この前提を問題にすることはもちろん可能であ

規則與原理

- (4) 受容は習慣 (habit) と異なり、人々の行動の事実上の一致以上のことを意味している。すなわち、ルールからの逸脱が批判されること、しかもそのルールが批判の規準や理由となること、人々がそのルールを拘束力のあるものとみなしていることが習慣にはない特徴である。(cf. H.L. A. Hart, "The concept of law", Oxford Univ. Press, 1961, pp. 54-56)

(5) 法規則の全てが妥当性によって法とされるわけではなく、慣習により確立されたもの (いわゆる受容によるもの) もあることをハートは主張する。ドゥウォーキンはそれに対して、それは承認ルールを頂点とするハートのピラミッド構造に亀裂を与えると批判する。まして原理もその構造の闇外にあるとすれば單なる亀裂ではなく、構造そのものの崩壊となる。

(6) G.N. Leech, "Explorations in Semantics and Pragmatics" (1980), John Benjamins B.V./Holland, 内田種臣・木下裕昭訳「意味論と語用論の現在」理想社、六頁。

(7) ハートはこの二分法に依拠して説を展開させていた。また、たとえば次の論文も同様の区別に立脚していると思われる。野家啓一著、「言語と実践」『新岩波講座哲學』第一巻所収。